

インクルーシブ教育時代の 教員をめざすための特別支援教育入門（第2版） 正誤表

● p.51 下から6行分を下記に差し替え

特別支援学校（知的障害）の教育課程は、たとえば、小学部の「知的障害者である児童を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、特別の教科である道徳、特別活動並びに自立活動によつて」編成するものとしています（学校教育法施行規則第126条第2項）。中学部、高等部も同様に規定（同規則第127条第2項、第128条第2項）されています。

● p.55 （3）自立活動 9～14行目「ところが、近年は」までを下記に差し替え

自立活動は、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って行わなければなりません。このように自立活動は、障害のある児童生徒の教育において、教育課程上、重要な位置を占めているといえます。